

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめの起こらない学校づくりに向けて、学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策の組織として「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関と連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、「いじめ対応チーム」を中心に早期の解決に向け組織的に対応します。

本基本方針には、「西方小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員は、その計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ対策として「いじめ対策委員会」「児童指導連絡会（定期開催）」「いじめ対応チーム（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに実践的な対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれないトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 児童一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- いじめられている児童や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせることで安易に解決したと思い込むことなく、組織的、継続的に対応します。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、しっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・支援し、良好な人間関係の構築に努めます。

いじめ防止基本方針実践のための行動計画

I 組織的な対応に向けて

(1) いじめ対策委員会

① いじめ問題の未然防止・早期発見のため「児童指導連絡会」（定期開催）を組織する。

ア 委員 全職員

イ 実施する取組

i 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての取組に関する共通理解
- ・いじめに関する意識調査
- ・集団を把握するための調査実施と結果分析の共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制の評価
- ・校内研修の企画・立案
- ・要配慮児童への支援方針の決定

ii 早期発見対策

- ・いじめの状況を把握するためのアンケート実施と結果分析の共有
- ・情報交換による児童の状況把握と情報共有

ウ 取組の改善

本連絡会において、「西方小学校いじめ防止基本方針」をはじめとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実行あるものとなるよう改善を図る。

② いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための「いじめ対応チーム」（随時開催）を組織する。

ア 委員

校長、教頭、教務主任、該当学年主任、該当学級担任、児童指導主任、養護教諭
教育相談担当、その他関係教職員、必要に応じて外部専門家（スクールカウンセラー、
臨床心理士等）

イ 実施する取組

i 調査方針、分担等の決定

- ・目的の明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係ある児童への事実関係の聴取
- ・緊急アンケートの実施
- ・保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
- ・教育委員会への連絡
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉施設、医療機関等）

ii 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・被害者、加害者への指導、支援
- ・学級、学年等への指導、支援
- ・監修、傍観者等への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・教育委員会との連携
- ・関係機関との連携
- ・地域（児童委員、民生委員）との連携

(2) 校内研修

① いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。

② いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

II いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

- 学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、評価結果に基づき改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

- 学業指導の充実に努めるとともに、道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動を通して、いじめの起こらない学校づくりに向けた指導を組織的に行う。
 - ア 学業指導の充実
 - ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
 - ・ 「自信を持たせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
 - イ 道徳教育の充実
 - ・ 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方を自覚し、自他の存在を尊重し協働する態度や規範意識を養い、児童の道徳性を育成する。
 - ・ 「栃木県道徳教育ハンドブック」を活用し、人として、「してはならないこと、すべきこと」を教え、人としてよりよく生きるために基礎となる道徳性を養う。
 - ウ 特別活動の充実
 - ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
 - ・ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や社会活動、宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
 - エ 人権が守られた学校づくりの推進
 - ・ 児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかりと指導する。
 - ・ 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人一人が、人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
 - ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。
 - オ 保護者・地域との連携
 - ・ P T A活動等を通して、いじめ防止についての啓発活動を行う。いじめ防止についての学校の考え方や取組を保護者に伝え、保護者と協力をしていじめ防止に努める。
 - ・ 学校のホームページ等を通して、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」について周知する。
 - ・ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について改善を図る。

(3) 指導上の留意点

- ① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- ② 発達障害を含め障害のある児童に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

(4) ネットいじめへの対応

- ① 携帯電話、スマートフォン等の学校（登下校時も含め）での所持・使用については、原則として認めない。また、家庭での所持・使用についても、保護者への十分な啓発を行い、S N S、電子メール、電子掲示板、L I N E、オンラインゲーム、その他インターネット機能を介したすべてのアプリケーション、サービス等の使用について、いじめや犯罪につながらないよう、十分に注意を促す。
- ② 各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用し、情報活用能力の育成に向け、情報教育を計画的に行い、情報モラルの向上に努める。特に、以下の点について児童の発達の状況に合わせて指導をする。
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等の利用の仕方、個人情報をむやみに掲載しないこと。
 - イ S N S（ソーシャルネットワークサービス）などインターネットを介した他人への誹謗、中傷を絶対にしないこと
 - ウ 有害サイトにアクセスしないこと
- ③ 家庭における情報機器（インターネット接続機能をもつタブレットやゲーム機器も含む）の使用について、P T A活動等を通して研修を行う等、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。
- ④ 学校においても日頃から、タブレットの適正利用の仕方を指導する。

III いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ① 些細な兆候であっても、いじめの可能性を否定せず、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ② 児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査（アンケート）」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- ③ 教育相談週間を年に2回実施する。
- ④ 学年またはブロック間で、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ⑤ 月に1度職員会議後の「児童指導連絡会」でいじめに関する情報交換を行い、早期発見に努める。
- ⑥ 教職員とスクールカウンセラーが情報を共有できる体制を整える。
- ⑦ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑧ 児童、保護者に学年だより等で周知することにより、相談しやすい体制を整える。
また、いじめに悩んだときの相談方法について、リーフレット等を配布し周知する。

IV いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決に向けての認識

- ① いじめられた児童、保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密は守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

- いじめ対応チームが中心となり、対応を協議するとともに、役割分担を的確にし、対応をする。関係のある児童への聞き取りや緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に把握する。その際、必要に応じて、教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

(3) 児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童、保護者への支援を迅速に行う。
- ② いじめた児童への指導、保護者への助言を迅速に行う。
- ③ いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、理解を求めるとともに、いじめの事案に関わる情報を共有する。
- ④ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも継続をして十分な注意を払い、必要な指導・助言を行う。
- ⑥ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分に話し合った上で決定する。
- ⑦ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑧ いじめた児童が十分に反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力をして指導・支援に当たる。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対応チームで情報を共有し、素早く対応をする。必要に応じて教育委員会・法務局・地方法務局と連携し、当該いじめに関する情報の削除等を求める。
- ② 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

(7) 解決後の継続的な指導・援助に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・支援する。
- ② 双方の児童及び周りの児童が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

V 重大事態への対応

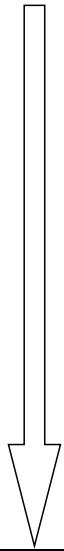
- (1) 市・県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、市・県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対応チームが中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、市・県教育委員会と連携しながら学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告も含め、適時、適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ対応チームを中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

「重大事態」とは…

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（具体的には、自殺の企図、身体の重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性疾患の発症などを想定）
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（具体的には、年間30日が目安であるが、一定期間連續して欠席しているような場合などはその限りではない）

※いじめ対応ハンドブック（平成31年栃木県教育委員会）を参照する。

いじめ防止基本方針実践に関する年間計画

	活動内容		
	学校としての活動		児童による活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「西方小学校いじめ防止基本方針」の教職員及び保護者に対する周知 ○情報の収集 ○第1回学校運営協議会での周知 ○情報モラルについて保護者に啓発（懇談会等） 	自己肯定感を高める、居がいのある学級集団づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会による「あいさつ運動」の実施
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ基本方針の確認 ○運動会における一人一人を生かした特別活動の実践 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間(事前アンケート調査) ○いじめアンケートの実施 ○宿泊的行事を通じて規範意識や学級の連帯感の育成 ○Q-Uの実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○代表委員会による「よりよ学校生活」に向けての活動 ○下地区人権フォーラムへの参加
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめに関するアンケート(市教委)」の実施 ○個人面談実施による情報収集 		
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに関する校内研修の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止フォーラム」への参加
9月			<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止フォーラム」の報告
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○校外学習における自己肯定感・学級集団づくりの実践 ○Q-Uの実施 ○第2回学校運営協議会での協議 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間(事前アンケート調査) ○持久走大会における強い心や学校全体の連帯感の育成 ○人権週間ににおける「いじめ防止」のための児童集会の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○代表委員会による「よりよ学校生活」に向けての活動
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度の取組に関する評価アンケートの実施 ○「人権週間」の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間ににおける活動
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回学校運営協議会での協議 		<ul style="list-style-type: none"> ○代表委員会による「よりよい学校生活」に向けての活動
2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業式練習・6年生を送る会を通した学校全体の連帯感の育成 ○第2回いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「西方小学校いじめ防止基本方針」の評価と見直し 		

